

萩・長門清掃工場に搬入する事業系ごみの分け方

一般廃棄物	普通ごみ	<p>紙類、生ごみ、刈草、伐採、枝打ち樹木、非感染性紙おむつ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラスチック包装が含まれるものに関しては産廃になります。 ・貝類などの付着物 1日に1 tまで ・刈草 1日16 tまで(4 t車で4台まで) ・伐採・枝打ちの樹木 1日4 tまで(4 t車で1台まで) ・非感染性のおむつ ・畳店、許可業者が搬入する畳。 1日2 t車以下で1台まで ※伐採・枝打ちの長さ等の規準 幹の直径20cm以内 長さ2m未満 	
	大型可燃ごみ	<p>タンス、テーブル、椅子、布団、家具</p> <ul style="list-style-type: none"> ・解体前に処分する家具等の残置物（畳や建屋は解体ごみとして受入不可） ・ソファ、マットレスのスプリングは外してくること。 ※大型ごみの大きさの規準 高さ2m×横幅2m×縦幅2mまで。 	
産業廃棄物	紙くず	<p>建設業、パルプ製造業、製紙業、新聞業、出版業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内装業者や工務店から出る障子紙・壁紙に限り受入可。 ・ 1日に2 t車以下で1台まで。 	
	木くず	<p>建設業、木材・木製品製造業、家具製造業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大工・工務店・製造所の木くずや鉋くず、建具店や表具店の建具・ふすま。 ・ 1日に2 t車以下で1台まで。 ・パレット、家具の製造過程から排出される木くず。 	
	繊維くず	<ul style="list-style-type: none"> ・建築業者や内装業者が排出する絨毯やカーペットなどの敷物。 	
	動植物性残渣	<ul style="list-style-type: none"> ・食品製造・加工業などが排出する動植物性残渣。 （例）魚のあら、すり身、豆腐の搾りかす など ・その他、製造過程で排出される残渣。 	
	その他	<p>廃プラスチック</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭ごみと同程度の種類の廃プラスチック類（弁当ガラや事務用品等のプラごみ）。 ・農業者、漁業者の身につける物（長靴、ゴム手袋、ヤッケ、雨具類）。 ・畳業者、許可業者が搬入するスタイロ畳。 	

事業者が受入不可なもの

- ・解体ごみ（建屋部分や解体の際に出た畳）※畳店、許可業者から出た畳以外は受入不可。
 - ・燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラ（その他記載の廃プラスチックは除く）、金属くず、ゴムくず、ガラスくず、がれき類、ばいじん。
 - ・発泡スチロール製品や白色の食品トレイ、ペットボトル ※リサイクルルートが確保されているため。
 - ・特定事業活動に伴う産業廃棄物。
 - ・塩ビ管、電線の被覆等のプラスチック。
 - ・病院・医院などから排出される塩ビ管、電線の被覆等のプラスチック。
 - ・その他鉄分等焼却できないものが含まれているもの。
- ※表に無いごみ・基準もあります。この表は目安としてご利用ください。

